

会社役員

冠婚葬祭と税金

会社行事として役員が冠婚葬祭に参与する場合、税務上、どのような点に留意しなければならぬかを以下にQ&Aによる具体例で検討してみます。

I 冠

Q A社では、役員が還暦・喜寿等の時に、社内パーティーを行い、会社が費用を一部負担していますが、税務上どう取り扱われますか。

A 還暦・喜寿・米寿等は極めて個人的なお祝い事であり、福利厚生と考えるも役員だけでは機会均等に欠け、費用性があるとはいえません。よって、会社が負担した費用は、そ

の役員に対する給与（賞与）となり、損金にはなりません。

II 婚

Q B社の社長の長男である常務の結婚式・披露宴の費用について、参列者の六割が当社の役員や取引先等ということで、費用の六割相当額を会社で負担しました。

また、慶弔見舞金規程にしたがって、常務への結婚祝金を支払っています。これらの費用は、どのように取り扱われますか。

A 1 役員が結婚式・披露宴の開催に関する費用の取扱い

税務上、結婚式・披露宴の費用は、役員である長男に対する給与であり、会社の交際費として取り扱うことはできません。結婚式・披露宴は、私的な行事であって、役員個人が負担すべき費用です。

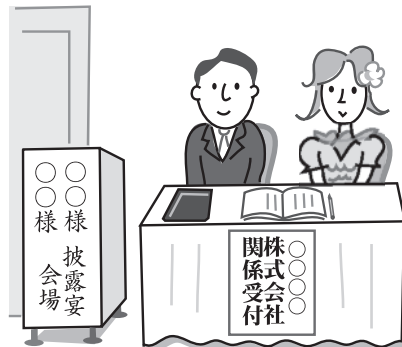
たとえ披露宴に会社の取引先等を招待していても、それは常務としての社会的立場によるものであって、結婚式・披露宴が会社の経営や業務を実施する上で必要な行事であるとはいえません。よって、会社の取引先等を招待したとしても交際費として取り扱うことはできません。

したがって、会社が支払った結婚式・披露宴の費用分担金は、常務に対する給与となりますが、

定期同額給与ではないため、損金にはなりません。

2 役員への結婚祝金に関する取扱い

役員が結婚した時に結婚祝金を支給する場合は、慶弔見舞金規程に従っていけば、原則として福利厚生費として取り扱われますが、社会通念上不相当に高額な祝金は福利厚生費ではなく給与として取り扱われる場合がありますので、注意が必要です。



Ⅲ 葬

Q

C社の創業者である社長が亡くなりました。社長の会社に対する功労は極めて大きいので、社葬としました。この場合の会社が負担した社葬に係る費用に関する税務上の取り扱いについて教えてください。また、香典の取り扱いについてもお願いします。

A

1 社葬の原則的取扱い

社葬とはいつても、葬儀は本来、個人的な儀式ですので、その費用は遺族が負担すべきものです。

したがって、原則としては、社葬は会社から遺族に対する贈与として取り扱われ、遺族が会社関係者であれば給与（賞与）となります。

2 社葬が社会通念上相当と認められる場合の取扱い

死亡した役員等の死亡の事情、生前におけるその法人に対する貢献度合等を総合的に勘案して「社葬を行うことが社会通念上相

当」かどうか判断され、「社葬のために通常要すると認められる部分の金額」は、支出した日の属する事業年度において損金の額に算入することができます。

3 「社葬に係る経費のうち通常要すると認められる金額」の判断

ここでのポイントは、明らかに遺族が負担すべき費用は認められないことです。たとえば、密葬の費用、墓石、墓地、仏壇、位牌等の買入れ費用、院号を受け取るための費用、香典返戻費用、法会に要する費用などが、遺族が負担すべき費用とされています。

いわゆる会葬のための費用は損金の額とされます。

4 会葬者からいただいた香典の取扱い

香典等は、会葬者が遺族に対して哀悼の意を表して供えるものですから、遺族が受け取るのが社会一般の常識です。

よって、香典等を法人の収入とせず遺族の収入とした時は、これが認められます。

Q

D社の専務取締役が死亡し、遺族に退職弔慰金を支払いました。課税関係はどうなりますか。

A

1 死亡退職金の取扱い

まず、退職弔慰金を退職金と弔慰金に区分して考える必要があります。

死亡退職金であれば、相続税法上は原則として相続人が相続によって取得したものとみなされ、所得税上は非課税所得であり、退職所得に係る所得税の源泉徴収義務はありません。

死亡退職金を受け取られた遺族は、みなし相続財産として相続税の課税財産に加える必要がありますが、一定の金額までは非課税となります。

2 弔慰金の取扱い

死亡退職した役員等の遺族に支払った弔慰金が、社会通念上妥当な金額（下記①または②）であれば、税法上では死亡退職金とは別に支払い時に損金となります。

① 業務上の死亡である時：普

通給与の三年分相当額
② 業務上の死亡でない時：普通給与の半年分相当額

Ⅳ 祭

Q

E社の会長が業界の発展に長く尽くした功績により、叙勲を受けました。これに伴って取引先を招待し祝賀パーティーを催し費用を一部会社で負担しましたが、税務上どう取り扱われますか。

A

叙勲とは、国家や社会に対する功労者を対象に国から勲章を授与されることをいい、本来個人的なものです。

しかし、会長の叙勲は会社のイメージアップになり、会社の対外的な信用を増す等の効果があるので、交際費としての費用性があります。

ただし、パーティーの規模が明らかに常識を超えて豪華であったり、会長の個人的色彩の強いものについては、賞与として取り扱われる場合もあります。

災害見舞金品等の 税務上の取扱い

東日本大震災では、被災地に対して多くの義援金等が寄せられています。ところで、国税庁では法人や個人事業者が支出する災害見舞金品等の費用の税務上の取扱いを示していますので紹介します。

◎従業員等に支給する災害見舞金品

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。なお、事業を営む個人においても同様に取扱われます。

◎災害見舞金に充てるために同業団体等へ 拠出する分担金等

法人が、所属する同業団体等の構成員の

有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます。なお、この取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

◎取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

◎取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

事業用資産の買換えの特例

事業用資産の買換えの特例は、個人が所有している賃貸アパートや駐車場などの事業用地・建物等を譲渡し、一定期間内に新たな事業用地もしくは建物などを購入した際に適用される特例です。

その購入の日から1年以内に買換資産を事業の用に供したときに、一定の要件のもとで、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べることができます。

この特例を受けた場合、譲渡した金額より買い換えた金額の方が多（または、同額である）ときは、「譲渡した金額に20%を掛けた額」を収入金額として譲渡所得の計算を行います。

また、譲渡した金額より買い換えた金額の方が少ないときは、「その差額」と「買い換えた金額に20%を掛けた額」との合計額を収入金額として譲渡所得の計算を行います。

定期保険の保険料の取扱い

定期保険は、一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険です。

この定期保険について、法人が契約者となって、役員や使用人を被保険者として加入した場合、その支払った保険料の取扱いは、次のようになります。

死亡保険金の受取人が法人の場合、または、被保険者の遺族

である場合には、支払った保険料は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ただし、受取人が被保険者の遺族で役員や部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その保険料の額は、その役員等に対する給与となります。この場合、給与とされた保険料は、その役員等の生命保険料控除の対象となります。